令和８年 11 月 20 日
財　　務　　局
政　策　企　画　局
主　　税　　局

埼玉県・千葉県・神奈川県の主張に対する都の見解

昨日 11 月 19 日、埼玉県・千葉県・神奈川県が官房長官等に対して、「税源の偏在是正について」の要望を行いました。

それに対する東京都の見解をお知らせします。

【問い合わせ先】
（全体について）
財務局主計部財政課
03-5388-2669

（「20 代・30 代女性の転出入」への反論について）
政策企画局政策部渉外課
03-5388-2153

（「経済社会構造の変化による東京都への税収の集中」への反論について）
主税局税制部税制課
03-5388-2949

埼玉県・千葉県・神奈川県の主張に対する東京都の見解

税源の偏在是正について

令和８年１１月１９日

埼　　玉　　県
千　　葉　　県
神　奈　川　県

税源の偏在是正について

東京都と隣接する我々三県は、一体的な都市圏を形成し、日本の首都機能を担ってきた。

そのような中、東京都の地方交付税算定上の財源超過額は我々三県の予算規模に匹敵する約２．２兆円にまで拡大しており、その潤沢な財源を基に「０～２歳児の第１子の保育料無償化」、「水道基本料金の無償化」に加え、新たに「０～１４歳の子供に対する１人当たり１万１千円の支給」など住民への給付施策を東京都が続々と打ち出した結果、我々三県との間の行政サービスの地域間格差は、看過し得ない水準にまで拡大している。

また、保育、介護、医療人材等の確保に対し、東京都が独自で手厚い支援策を講じていることもあって、我々三県における人材確保がさらに難しくなっており、住民生活に不可欠なサービスの提供が困難になる懸念がある。

東京都と我々三県は一体的な都市圏としての機能を果たしており、東京都のみの力で東京の経済発展が実現している訳ではない。我々は、行政サービス等で過度の格差が生じないよう、お互いと協調しながら、支え合い、調和を図っていくべきである。

我々三県が繰り返し指摘していたとおり、行政サービスの地域間格差の主たる原因は、東京都への税源偏在による税収の集中であり、令和８年度与党税制改正大綱においても、「財政力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方税源の偏在によって生じている」と指摘されている。

これに対し、東京都は「国と東京都の協議会」等において「税収の増減があっても財源が増減する割合は２５％分となる現行の地方交付税制度が、自治体が努力するインセンティブを阻害している」との趣旨の主張を行っているが、このような主張は、東京都への過度の税収集中という問題から論点をすり替えるものと言わざるを得ない。仮に、この主張に沿って増減割合を高めた場合、財政力の低い地方自治体から高い地方自治体への財源移転が生じることとなり、これを回避するために仮に東京都が主張するように地方交付税総額を拡充した場合においても、税源の偏在を是正しなければ、財政力の高い地方自治体の財源がより充実することは避けられず、地域間格差をかえって拡大させ、全国の行政サービスのバランスに深刻な影響を与えるものと憂慮される。

東京都に税収が集中する背景には、ＥＣやキャッシュレス決済といったインターネット取引の更なる拡大や、支店・本社の統合などの組織再編、フランチャイズ事業の拡大といった経済社会構造の変化により、[illegible]法人関係税収が、経済活動の実態以上に本社・本店が多く所在する東京都への集中が加速していることが考えられる。また、

- **都の提案に基づき、前倒し償還に用いられた2兆円/年を地方に配分し、留保財源率の引上げと併せて交付税総額を拡充すれば、全団体で交付税増**
  ⇒「財政力の低い自治体から高い自治体への財源移転」は生じない
  ※「国と東京都の協議会」（第3回）東京都説明資料28ページで説明済み

- **その際、全団体の交付税額は、一律で、人口1人当たり約1.7万円の増**
  ⇒「地域間格差」は拡大せず、「行政サービスのバランス」にも影響しない
  ※同29ページで説明済み

（このほかの内容については、参考資料の中で都の見解を記載）

「都市・地方の財政力格差及び行政サービスの地域間格差が拡大する中、令和８年度与党税制改正大綱に沿って、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組を講ずる。」とされており、今年末までには結論が得られるものと認識している。
ついては、次の事項について要望する。

１　税源の偏在是正について
税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向け、令和８年度与党税制改正大綱に示された具体的な取組を講ずること。
特に偏在度の高い地方法人課税について、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第９条に基づき、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの是正措置を、令和９年度税制改正において確実に講ずること。

２　「国と東京都の協議会」の運営について
これまでの会議の中で、東京都は「地方税財政制度全体のあり方の検証」など全国の地方自治体の財政運営や行政サービスに関わる内容を依然として主張しており、国と特定の自治体である東京都による「国と東京都の協議会」において取り扱うべき内容を逸脱していることに十分留意し、同協議会を適切に運営すること。

令和８年１１月１９日

内閣官房長官　木　原　　稔　様
総務大臣　藤　井　比早之　様

埼玉県知事　大　野　元　裕
千葉県知事　熊　谷　俊　人
神奈川県知事　黒　岩　祐　治

- **「国と東京都の協議会」における協議内容は、当事者である国と都が定めるものであり、他県に意見される道理はない**

税源偏在により何が起こっているのか（子育て施策）

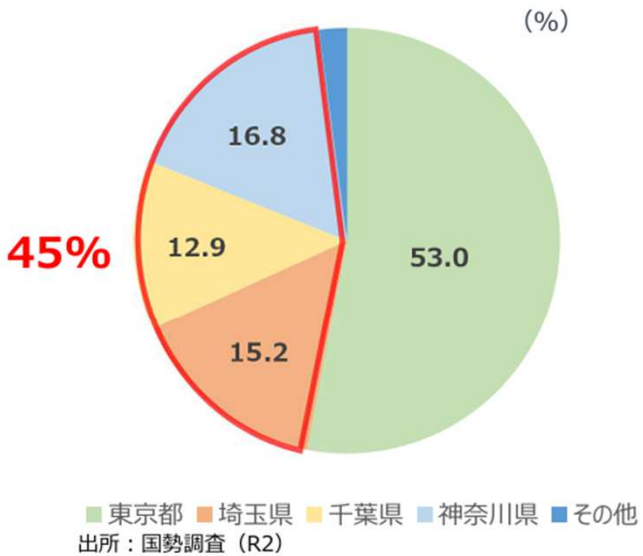
埼玉県 千葉県 神奈川県

- 東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県の一都三県は**一体的な都市圏**を形成
- 東京都の子育て施策をはじめとした住民サービス格差により**東京都への人口流出が顕著**に

東京都の子育て支援策【R8予算】

・018サポート（月5,000円/人 給付）**1,203億円** ・保育料の無償化（0～2歳）**1,101億円**

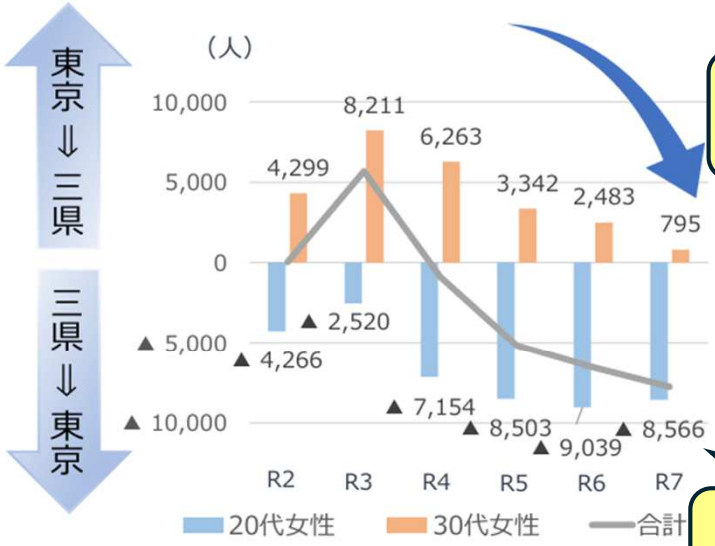
東京都２３区内の就業者



出所：国勢調査（R2）

三県からの通勤者が45%を占めている

東京都・三県間の20代・30代女性の転出入



出所：住民基本台帳人口移動報告年報から作成

1,340の誤り（過少）

▲7,516の誤り（過大）

子育てをする30代女性の東京から三県への転入が急減

1

都の反論

- 三県からの通勤者割合のとおり、東京が多大な昼間流入人口を抱えていることは明白であり、都の財政需要は、他県の比にならないほど膨大　※都の昼間流入人口は、交付税算定上、8割も割落し
- 「偏在是正」措置により都から配分された財源(*)だけで、3県は018サポートなどを実施可能
  (*埼玉県：682億円、千葉県：594億円、神奈川県：706億円)
- また、20・30代女性の転出入の数字自体が誤っており、主張は信頼性に欠ける

税源偏在により何が起こっているのか（人材流出）

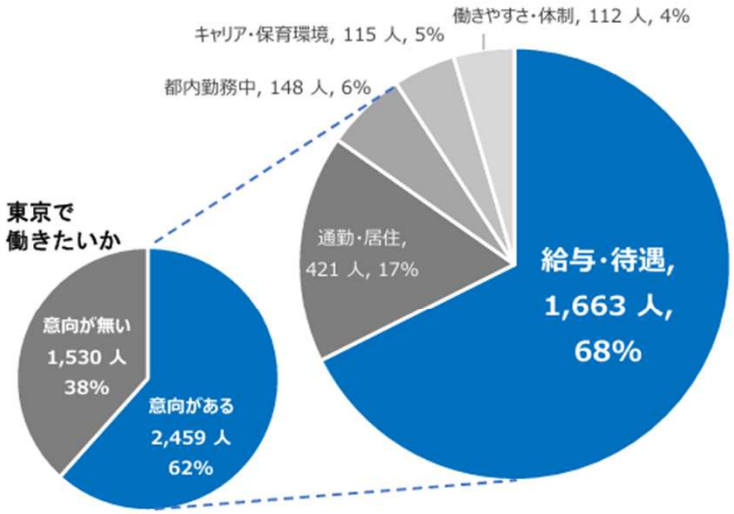
埼玉県 千葉県 神奈川県

■ 東京都は保育士・看護職員等への待遇改善、居住支援などの**人材確保施策を次々と実施**
■ 三県で育成した人材が東京都に吸い上げられ、**必要なサービスが提供できなくなる懸念**がある

東京都の人材確保策【R8予算】 約1,100億円

・医療機関等への支援	301億円	・介護職員等への給与上乗せ	405億円
・保育士等キャリアアップ補助	328億円	・看護職員等の宿舎借上げ支援	40億円

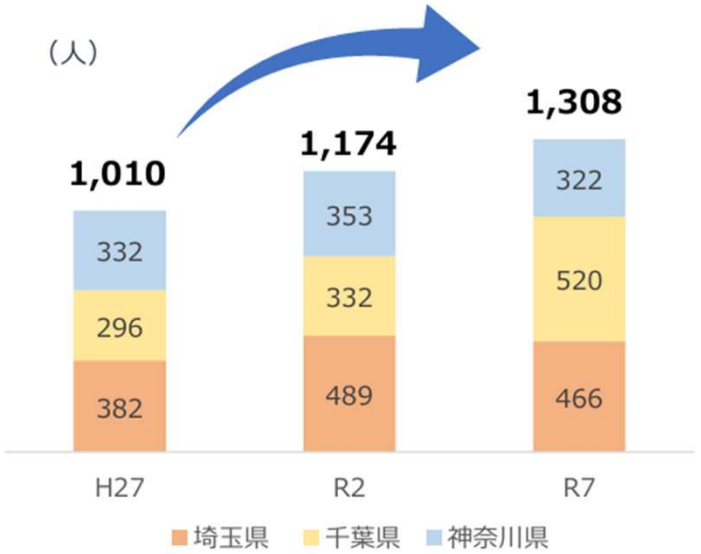
保育士登録後の勤務希望調査



出所：千葉県保育士登録者の就業状況に関するWEBアンケート(R8.3.16)

「給与・待遇」を理由に千葉県の保育士の6割が東京で働きたいと回答

三県の看護師養成所から東京都への就職者数



出所：看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査

三県の看護師養成所等から東京都の病院等に就職する看護師は10年前の1.3倍

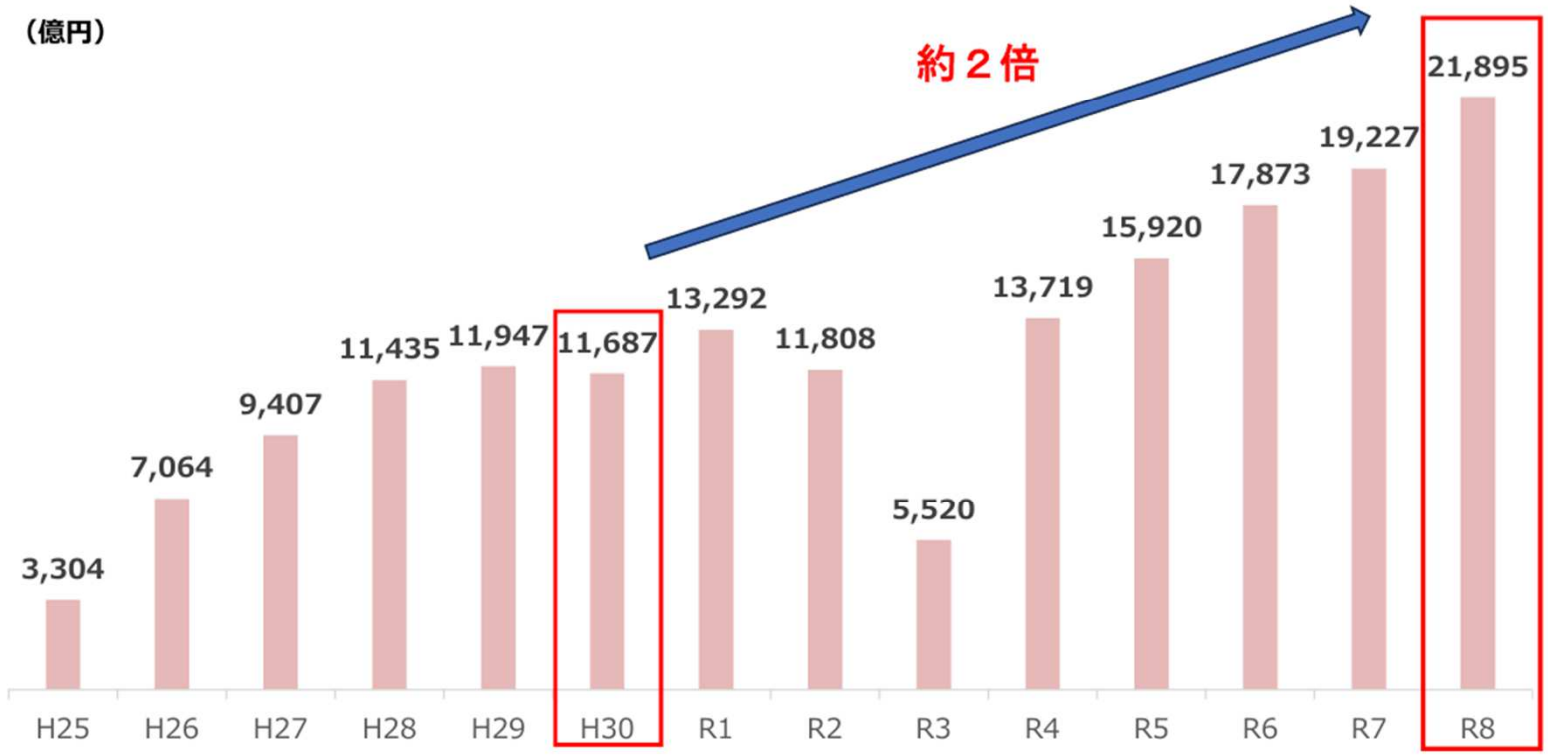
都の反論

- 保育・介護等の人材確保は全国共通の課題であり、本来、国の責任で必要な財源を確保し、処遇改善を図るべきもの
- 都から財源を奪っても、根本的な解決には繋がらない

税源偏在を背景とした財政力の格差

埼玉県 千葉県 神奈川県

- 東京都の地方交付税等の算定における財源超過額＊は近年拡大し、令和８年度は**約2.2兆円**
- **特別法人事業税・譲与税制度創設前（平成30年度）の財源超過額である約1.2兆円を大きく上回っている。**



＊財源超過額：普通交付税の算定において、基準財政収入額が基準財政需要額を上回る額

注）東京都にあっては、地方交付税法第21条の規定により都及び特別区の基準財政需要額、基準財政収入額をそれぞれ合算して算定。
Ｒ３～7年度は再算定結果による。

都の反論

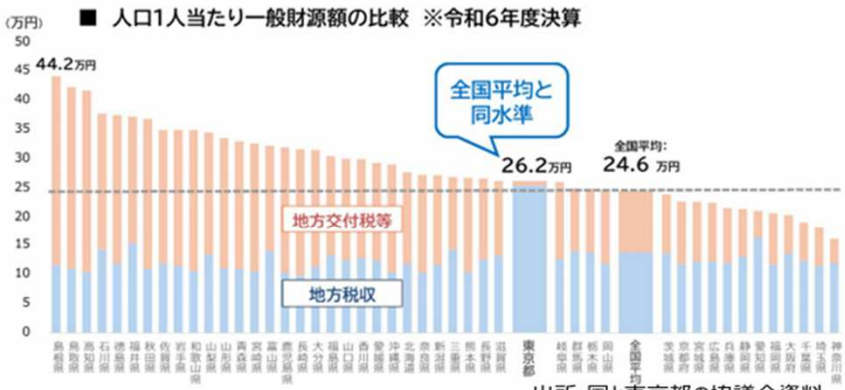
- 財源超過額は、交付税算定上、国が定めた一定の基準で算定された理論値
- 都には、交付税算定の対象となっていない財政需要が2.2兆あり、「財源超過額」は都には存在しない

税源偏在を背景とした財政力の格差

埼玉県　千葉県　神奈川県

東京都の主張

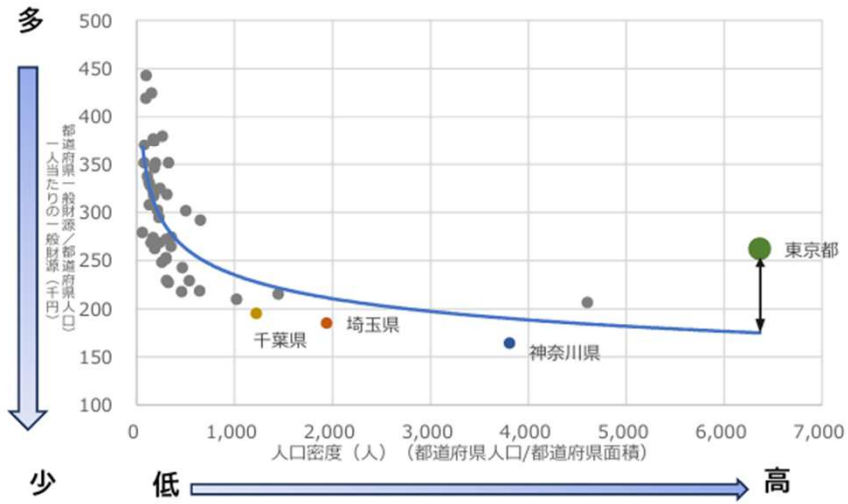
地方交付税等を加えた人口１人当たりの一般財源額で比較した場合、都は全国平均と同水準であり、自由に使える財源が潤沢にあるわけではなく、是正すべき「偏在」など存在しない。



出所：国と東京都の協議会資料

三県の主張

通常、**人口密度が上昇するほど、一人当たり一般財源額は小さくなる**傾向にあるところ、東京都は、その傾向から外れ、高い水準にある。



出所：「令和６年度都道府県決算カード」（総務省）から作成

都の反論

- 人口密度の高さだけをもって行政コストが低いとするのは、首都・東京の実態を無視した議論
- 都には、膨大な昼間流入人口への対応、首都警察・消防活動、インフラ整備など、東京特有の膨大な財政需要を抱えている

税源偏在を背景とした財政力の格差

埼玉県 千葉県 神奈川県

東京都の主張

東京の地方法人二税の伸び率は、47都道府県中34位であり、都の税収だけが伸びているわけではない

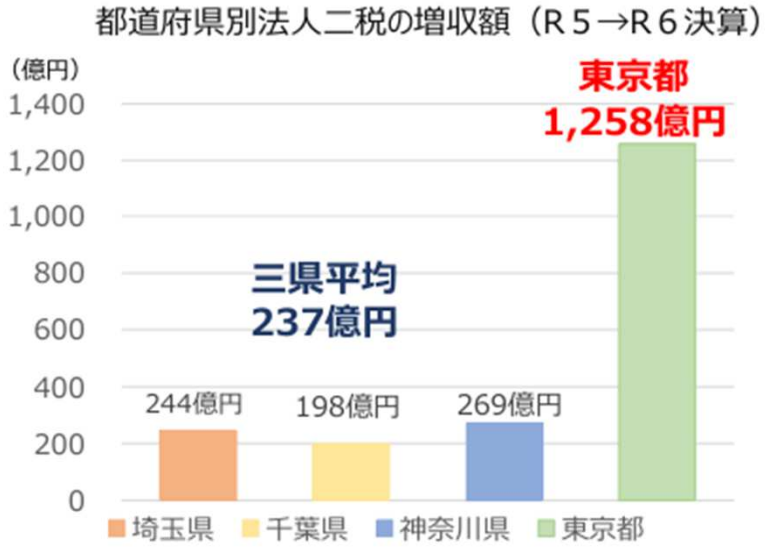


出所：国と東京都の協議会資料

三県の主張

R５からR６決算において、法人二税の増収額では東京都は**1,258億円**であり、三県平均の237億円を大きく上回っている

さらに、不交付団体の東京都は**税収増の恩恵を100%受けることができる**



出所：「令和6年度決算状況（都道府県）」（総務省）から作成

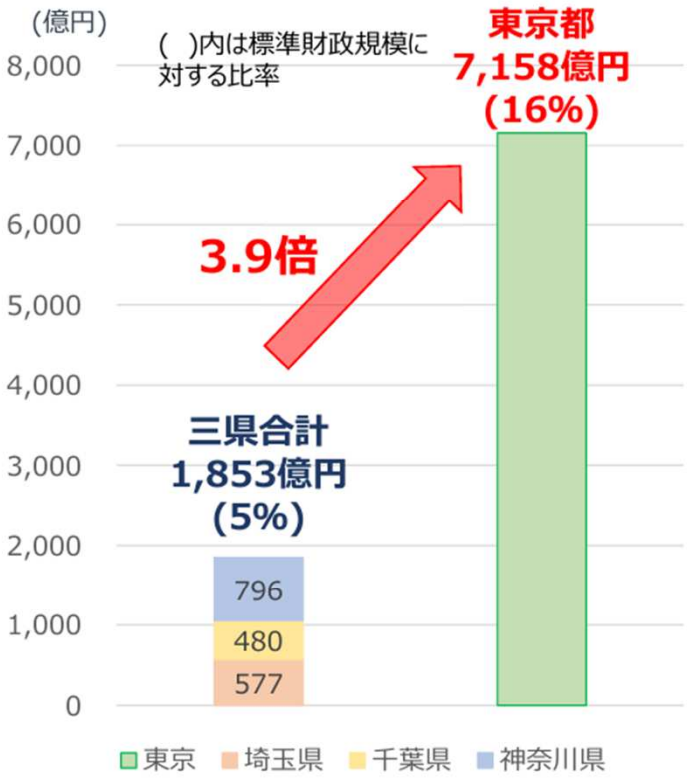
都の反論

- 財政規模の異なる自治体を、税収増の「額」で比較するのは恣意的な見方
- 直近の法人二税の「伸び率」で見ると、埼玉県13%、千葉県11%、神奈川県7.7%（都は7%）

税源偏在を背景とした財政力の格差

埼玉県 千葉県 神奈川県

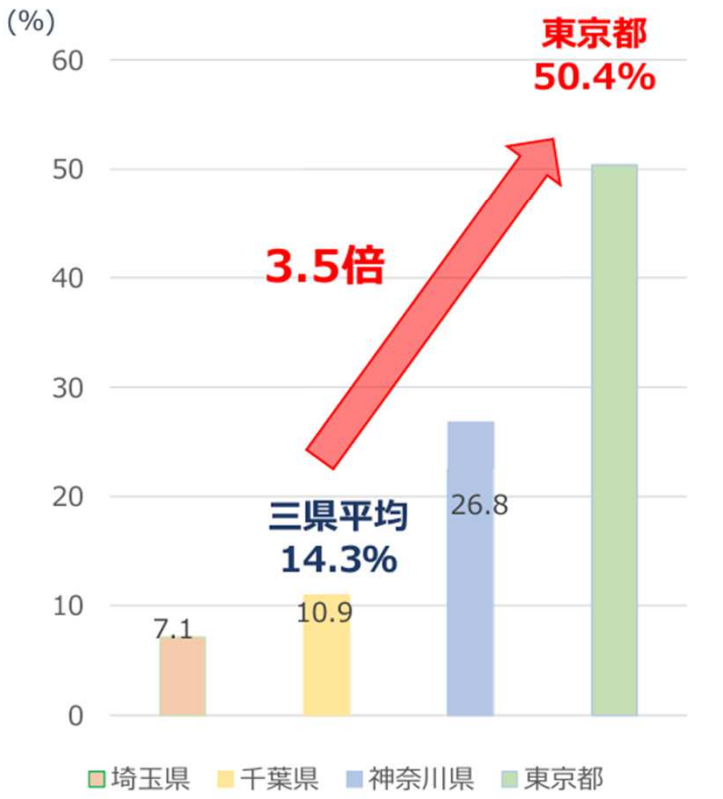
財政調整基金残高



出所:「令和6年度都道府県決算状況調査」(総務省)から作成
注):埼玉県・千葉県の残高からは交付税精算分を除いている

東京都の財政調整基金は三県合計の3.9倍
標準財政規模に対する比率でも3.2倍

投資的経費に対する一般財源充当割合



出所:「令和6年度都道府県決算状況調査」(総務省)から作成

東京都は投資的経費の半分に一般財源を充当
⇒ 起債をせずとも投資的事業が実施可能

6

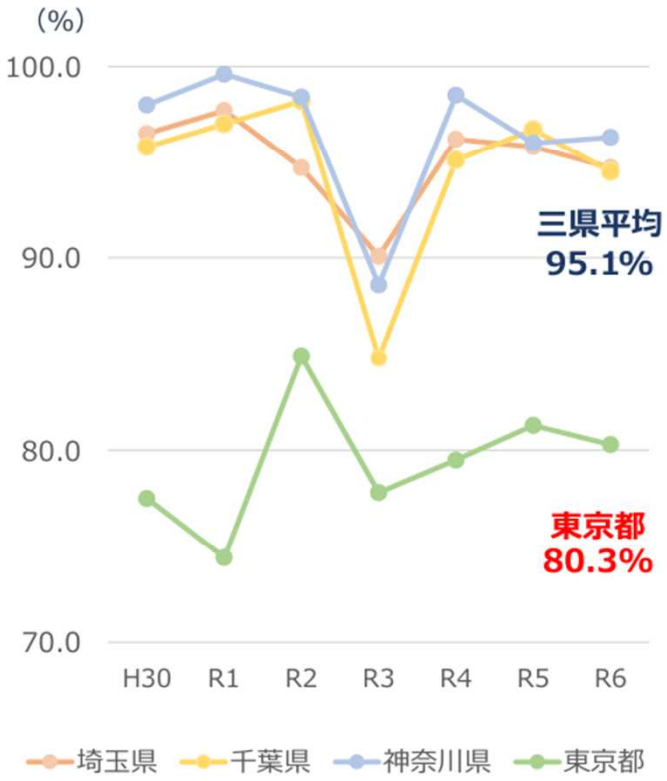
都の反論

- 不交付団体である都は、景気変動による税収減や突発的な財政需要が発生しても、国による財源保障はなく、自らの財源で対応する必要
- このため、都は、持続可能な財政運営の観点から、基金残高や都債の発行余力を計画的に確保

税源偏在を背景とした財政力の格差

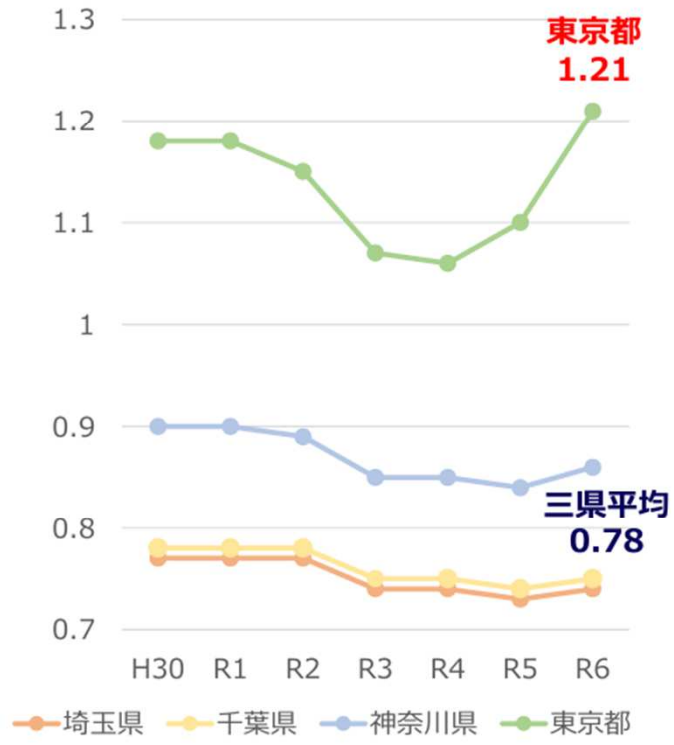
埼玉県 千葉県 神奈川県

経常収支比率



東京都の経常収支比率は８０．３％
隣接三県よりも自由に使える財源が多い

財政力指数



東京都の財政力指数は1.21と
税収が標準的な行政サービスの費用を
大きく上回っている

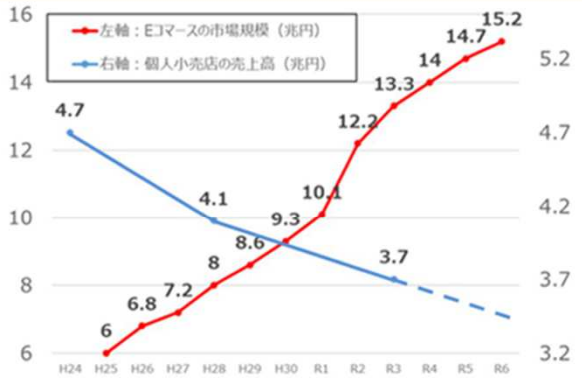
都の反論

- 経常収支比率、財政力指数とも近年おおむね横ばいで推移しており、前回の税制改正時の水準と変わらない
- 従って、財政力格差が拡大している根拠とすることは不適切

経済社会構造の変化による東京都への税収の集中

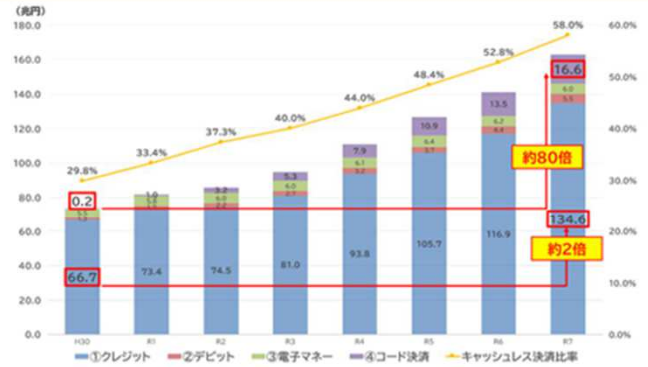
埼玉県 千葉県 神奈川県

Eコマースの市場規模の推移と個人小売店の売上高の推移



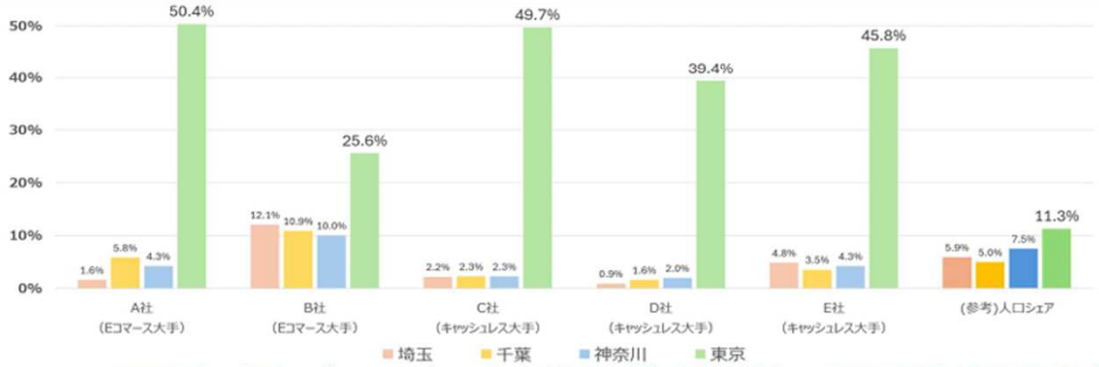
Eコマースの市場規模が増加する一方、個人小売店は減少傾向

キャッシュレス決済額・比率の推移



クレジットカード決済は約２倍、コード決済は約８０倍に拡大

Eコマース・キャッシュレス事業者における税収シェアと人口シェアの比較



Eコマース・キャッシュレス事業者の税収シェアは東京都に集中
三県の県民が地元で買い、消費した分の税収が、本社の集まる東京都に集まっている

8

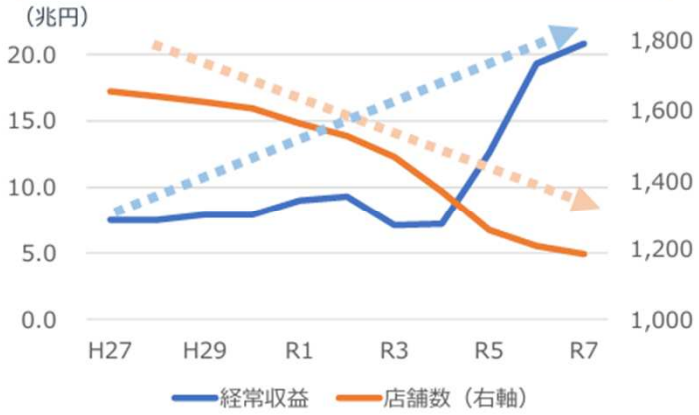
都の反論

- 実際の税収を見れば、ECは全国の法人事業税収の全体に占める割合が1%未満の業種に過ぎない。キャッシュレス決済事業者の税収の伸びも、約1.1倍に留まる
- 税は、売上高ではなく、費用を差し引いた利益に比例するもの
  ⇒ ECの市場規模や決済額の増加をもって、税収が都に集中しているかのような主張は誤り

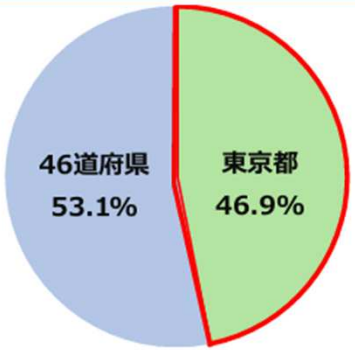
経済社会構造の変化による東京都への税収の集中

埼玉県 千葉県 神奈川県

３大メガバンクの経常収益と全国店舗数の推移



大手システムベンダー５社の税収シェア



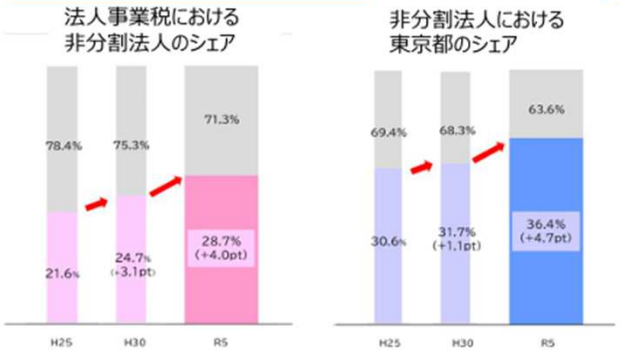
▶大手システムベンダーの税収も東京都に集中

３大メガバンクの税収シェアの比較



▶店舗数が削減される中、税収シェアは東京都に集中

非分割法人の税収シェアの推移



▶東京都以外に支店を持たず東京都だけに納税する法人（非分割法人）の税収シェアが拡大

都の反論

- 非分割法人の税収シェアのグラフは、恣意的な縮尺で、都のシェアを過大に見せている
- そもそも、税収の議論は、特定の業種や企業ではなく、あくまで税収全体の分析により行うべき
- 都の法人二税の税収シェアは、平成25年度から5年間の平均で26.3%であったが、「偏在是正措置」により、令和6年度には17.9%まで減少。東京都に集中が進んでいるという事実はない